

宇連川漁業協同組合内共第7号第5種共同漁業権遊漁規則

漁業権者の名称：宇連川漁業協同組合

漁業権者の住所：愛知県新城市名号字丹野158番地4

漁業権免許号：内共第7号

対象となる漁場：内共第7号第5種共同漁業権に係る漁場の別記の区域

1 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具、漁法の制限

①この漁場の区域内においては、竿釣、投網、旋刺網（地方名称「巻網」をいう。）及びたも網以外の方法で遊漁をしてはならない。

②次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
竿釣	友釣、餌釣及び毛ばり釣
投網	全長4メートル以下、網目1センチメートル以上
旋刺網（巻網）	全長20メートル以下、網目1.5センチメートル以上
たも網	網口径20センチメートル以下、網目1センチメートル以上

③この漁場区域内におけるあゆについては、(2)-①の規定によるあゆについての解禁の日から8月14日までは竿釣（友釣に限る。）によってする場合を除き、遊漁をしてはならない。

④あまご、こい、ふな、うなぎ及びおいかわについては、竿釣によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

⑤次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 びんづけ(セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。)
- 三 動力を利用する瀬干漁法
- 四 火光を利用して行う漁法
- 五 水中銃（発射装置を有する刺突具類であって水中で使用するもの）

(2) 遊漁期間

①次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日以降で組合が定めて公表する日から12月31日までの期間
あまご	2月1日以降で組合が定めて公表する日から9月9日までの期間
こい、ふな、うなぎ及びおいかわ (以下「雑魚」という。)	1月1日から12月31日までの期間

②①の公表は、この組合の掲示板にて掲示して公表するものとする。

(3) 禁止区域

(2)の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

宇連ダムの区域	期 間
宇連えん堤の上流端の上流 400 メートルから同上流端の下流 150 メートルまでの区域	1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
大島ダムの区域	
大島えん堤の上流端から同上流右岸 150 メートルの点と同上流左岸 550 メートルの点を結んだ線までの区域	

(4) 全長制限

次の表に掲げる左欄の魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ゆ	10 センチメートル
あまご	15 センチメートル
こ い	20 センチメートル
ふ な	6 センチメートル
うなぎ	20 センチメートル

2 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、①の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生又は肢体不自由者のときは、①に掲げる額の二分の一に相当する額とし、(2)のただし書に規定する方法により納付するときは、あゆについては 1,000 円、あまごについては 500 円、雑魚については 400 円を加算した額とする。

① 竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊漁料	
あ ゆ	竿釣	解禁の日から 12 月 31 日までの期間	1 日	2,000 円
			1 年	12,000 円
あまご	同上	解禁の日から 9 月 9 日までの期間	1 日	1,500 円
			1 年	4,000 円
雑 魚	同上	1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	1 日	1,000 円
			1 年	3,000 円

② その他の場合

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊漁料	
あ ゆ	投網、旋刺網（巻網）、たも網	8 月 15 日から 12 月 31 日までの期間	1 日	3,000 円

- (2) 遊漁料の納付は、組合の指定する遊漁承認証取扱所において納付しなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。
- (3) 前項に規定する遊漁承認証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁承認証取扱所に「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

3 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- | | |
|----------------|---------------|
| ①承認を受けた者の氏名、住所 | ②承認期間 |
| ③魚種 | ④漁具・漁法 |
| ⑤遊漁区域 | ⑥遊漁料の額 |
| ⑦注意事項 | ⑧その他参考となるべき事項 |
| ⑨発行者名 | |

- (2) 遊漁承認証の交付は、2 - (2) に規定する遊漁承認証取扱所又は漁場監視員において行うものとする。

- (3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊業者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。
- (5) 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

5 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- ①氏名
- ②有効期間
- ③注意事項
- ④その他必要な事項
- ⑤発行者名

6 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

7 遊漁規則の施行の日

令和6年1月1日

別 記

内共第7号漁場のうち宇連川の湯谷小滝下から下流部（支流を含む）を除く。